

## 追加情報リスト(2)

本追加情報リスト(2)所掲の各質問に対する回答は、当社取締役会及び独立委員会における十分な検討期間を確保するため、2022年10月14日までに行って頂きますようお願い致します。

- (※1) 本追加情報リスト(2)において特段定義されていない用語については、2022年6月29日開催の第61期定時株主総会において承認された「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)、2022年8月8日に大規模買付者に交付した「情報リスト」及び2022年9月5日に大規模買付者に交付した「追加情報リスト」(以下「追加情報リスト」といいます。)における定義に従うものとします。
- (※2) 2022年9月20日付けで貴社より受領した通知書において、貴社は、「回答の必要性につき、具体的にご説明いただきましたら、吟味の上、誠実に回答したいと考えて」いるとされながら、同時に貴社より受領した本追加情報リストに対する回答(以下「本追加回答」といいます。)においては、当社が追加情報リストにおいて改めてその必要性を説明した上で再度情報提供を要請した質問の多くについて、引き続き不合理な理由を述べて、回答を拒絶し又は不十分な回答にとどまっております。これらの質問は、極めて基本的な質問でありその必要性・合理性があり、情報提供がなされていないこと又は情報提供を拒否されることは明らかに不合理であるとともに、当該情報については、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要不可欠な情報であることから、必ず全ての項目に関して必要十分な情報を提供頂きますよう再度強くお願い致します。追加情報リスト及び本追加情報リスト(2)における度重なる要請にもかかわらず、このように不合理に情報提供がなされていない又は情報提供を拒否されている事項が存在する場合には、本対応方針の趣旨に則り、本対応方針に定める手続を遵守していないものとして取り扱うこととなることについて、改めて注意喚起いたします。

- 1 本追加回答 No.2 に関して、島崎氏の過去の経歴として、「平成9年4月 荒川商業高等学校入学」「平成11年4月 都内飲食店勤務」「平成15年1月 個人投資事業開始」のみが記載されており、貴社は、「上記飲食店以外に、企業その他の組織において役員又は従業員として業務に従事したことはありません。」と回答されておりますが、当社と同種又は類似する事業を行う上場会社に役員、従業員、取引先等として従事・関与した経験はおろか、上場企業・非上場企業を問わず事業会社の会社経営に従事・関与した

経験やそれに関する専門的教育を受けた経験もないように見受けられます。これに関連して、下記の各事項について、具体的かつ詳細にご教示ください。

これらの質問に関しては、本件大規模買付行為等を行われたい動機・目的として島崎氏が当社の取締役就任に就任する意欲を示されていることとの関係で、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報であることは明らかですので、必ず明確にご回答くださるようお願い致します。

- ① 当社に対して島崎氏が取締役として付加価値を提供できると考えている理由（当社事業や当社の属する産業、事業会社の会社経営に関する知見・特別な経験を含みます。）をご教示ください。
- ② 個人投資事業を除き島崎氏の唯一の職務経験である平成11年4月に開始した都内飲食店勤務の具体的な内容（勤務していた飲食店の名称、正社員/アルバイト等の勤務形態、飲食店において従事していた業務内容、退職した時期を含みます。）

- 2 本追加回答 No.2 及び本追加回答 No.2-①に関して、下記の詳細をご教示ください。島崎氏の過去の上場会社に対する投資行動に関わる事項であり、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報であることは明らかですので、当該情報についてご回答くださるようお願い致します。

- ① 平成15年1月以降に行った投資先のうち、投資総額が1億円を超える投資に係る投資（太洋物産に対する投資を含みます。）の概要（投資先の選定方法、選定理由、投資先の名称、投資先毎の投資時期・投資金額・投資資金の調達方法・エグジット時期・エグジット方法を含みます。）。また、その際、今回貴社が当社に対する投資の資金調達先として記載している KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.又はその代表者である RENNY 氏からの資金調達を受けていたか、受けていた場合にはその資金調達の条件並びに当該調達資金の返済の有無及び状況
- ② 「投資規模」に関して、「100万円～50億円」との記載がありますが、これらの投資原資の概要（外部資金調達の有無、外部資金調達をしている場合には調達方法・調達条件・調達先の概要・調達先との関係を含みます。）
- ③ 「投資実績」に関して、「どこまでを主体的な自らの投資に含めるかによりますが、投資を続けることが出来る程度の実績はございます。」との回答をされていますが、「主体的な自らの投資」とは具体的に何を意味するのかご教示ください。  
逆に「主体的な自らの投資」でないと考えられるものがあるとするれば、どのような内容か詳細をご説明ください。

仮に、他人から出資を募って運用している場合があるのであれば、その概要（投資ファンドの名称・形態・規模、金融商品取引業その他の業規制の順守状況を含み

ます。)を具体的にご教示ください。

- 3 本追加回答 No.2-②に関して、他の者で行った共同投資の詳細に係る質問に対して、「他者に関する事」を理由に回答を拒絶されています。しかしながら、これらの質問は、「島崎氏が」他の者と「行った」ことであって、貴社代表者かつ唯一の株主の島崎氏自身の行動に関する質問である上に、同氏の過去の上場会社に対する投資行動に関わる事項であり、また、大規模買付者に該当する者の範囲を判断する上でも重要な事項であって、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報であることは明らかです。したがって、当該情報（共同投資家との関係、共同投資を行った投資先の名称、共同投資を行った理由、投資時期・投資規模・エグジット時期・エグジット方法を含みます。）についてご回答くださるようお願い致します。
- 4 本追加回答 No.6-①に関して、貴社における買付検討開始時期が令和4年5月頃であり、リ・ジェネレーションによる当社株式の取得や本対応方針を見て興味を持ったと回答されておりますが、この点に関して、下記の詳細をご教示ください。
- ① 貴社の設立日は令和4年5月11日ですが、上記からすれば、まさに当社株式の取得のために貴社を設立したという理解で良いでしょうか。
  - ② 当社株式の取得のために貴社を設立したのであれば、島崎氏個人ではなく、新規に設立した会社により当社株式に投資をするという選択をされた理由を詳細にご教示ください。
  - ③ 仮に当社株式の取得以外の目的もあって貴社を設立されたのであれば、いかなる目的で貴社を設立されたのか、当該目的と当社株式の取得はどのような意味を持つのか、及び、当社株式の取得以外の目的との関係で、貴社は具体的にどのような活動をされているのか、詳細にご教示ください。
  - ④ 何故にリ・ジェネレーションによる当社株式の取得及び当社による本対応方針の導入を見て、当社に本件大規模買付行為等の提案を行う判断をされたのか、その理由の詳細をご教示ください。また、当社の株価が急騰する中で買収観測等に伴う短期的な株価上昇によるキャピタルゲインを目的とするのであればまだ理解可能ですが、そうではなく、当社の株式を大量に取得し取締役を派遣し当社の経営に関与することを目的とされた理由を詳細にご教示ください。

この点に関して、これまで同種の提案経験がなく、会社の経営経験もない個人投資家が、買収防衛策が導入された後に、しかも過去の株価の状況に照らして明らかに高騰した状況で、突如として、30億円近い借入を行って上で上場会社に対して25%の株式取得及び自身の役員としての選任を提案した理由が単に「興味を持った」という説明にとどまることは、当社として貴社の投資行動の合理性を理解できず、

真摯に回答をして頂いているとは到底思えませんので、詳細にご教示ください。

- 5 本追加回答 No.7 に関して、貴社の資金調達先である KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.が貴社に融資を行ったのは、RENNY 氏と島崎氏との関係等によるものであり貴社の営業実態等とは全く関係ないと回答されておりますが、これは正に当社が追加情報リスト No.1-②において指摘したとおり、貴社と島崎氏はその法人格が形式的には別であるとしても、経済実態その他の実質においては一体であることを裏付けていると考えております。それはさて置くとして、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.が、貴社に対して、30 億円近い資金を、ほぼ無条件で、自己資金で、かつ無担保で提供するという判断をすることの合理性について当社として理解し難いものであり、客観的にみて、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.こそが本件大規模買付行為等を企図されている実質的な主体なのではないかとの合理的な疑念を抱かざるを得ません。もしそうではないのであれば、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.が上記融資判断をした理由を基礎づける RENNY 氏と島崎氏との個人的な関係の詳細をご教示頂くことは必要不可欠であると考えております。

ビジネスを通じての知人だからといって 30 億円近い資金を、ほぼ無条件で、自己資金かつ無担保で提供するという判断をすることは到底考えられず、これまで頂いた程度の説明では当社としては融資判断の合理性を到底判断できませんので、RENNY 氏と島崎氏との関係の詳細（どのようなビジネスを通じて、どのような関係があるのかについての説明を含みますが、これに限られません。）をご教示ください。

- 6 本追加回答 No.8 に関して、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.の財務内容について、同社に開示を要請しているが未だ開示を受けられていないと回答されておりますが、上記 No.5 のとおり、同社の財務状況が把握できない場合には、客観的にみて、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.こそが本件大規模買付行為等を企図されている実質的な主体なのではないかとの合理的な疑念を払拭できません。RENNY 氏と島崎氏との個人的な関係によって、通常では想定し難い融資条件で KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.から融資を受けることができたのであれば、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.に対して、投資先企業からの要請として財務内容の開示を求められていることを説明し提供頂くことは困難ではないと推察致しますので、財務内容のご開示を頂きますよう重ねてお願い致します。なお、当社が添付資料を開示したことが KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.による財務内容の開示の遅れに繋がっているのご説明に関しては、既に貴社のご回答等で記載されている住所以外の情報については、口座番号のみならず、支店連絡先等も墨塗りして開示をしたのであって、合理的なご説明とは考えられないことを付言させていただきます。

- 7 本追加回答 No.9 に関して、ご開示頂いた融資証明書には、借入の目的 (Acquisition of Japanese stocks)、借入希望額 (SGD30Mil)、借入期間 (5 years)、利息 (5%) しか記載されておらず、資金回収計画及び返済計画並びに貴社が取得した当社株式への担保設定の予定の有無等を含む詳細な条件は一切記載されておりません。貴社は、令和 4 年 5 月頃に当社株式の買付検討を開始した後、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD. との間で 7 月 1 日に借入れの協議を行い、7 月 28 日 (これは協議開始から 4 週間弱、貴社の設立から 2 か月半後です。) に融資証明書を取得するに至っているところ、このように極めて短期間の間に、30 億円近い資金を、ほぼ無条件で、自己資金で、かつ無担保という通常では想定し難い融資条件で借入れる合意をされていますが、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD. に対していかなる説明を行い (説明の際に提出された資料等があればその概要を記載願います。)、どのような交渉・協議の過程を経て融資証明書を取得するに至ったのか、詳細をご教示ください。
- 8 KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD. から貴社に対する貸付けは、日本国内への貸付けであり、その金額規模からしても、業として行われていると考えられますので、日本の貸金業法の登録が必要なはずですが、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD. は貸金業法上の登録を得ているのかご教示ください。金融庁公表に係る 2022 年 8 月 31 日付け貸金業者登録業者一覧には KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD. の名前がありませんので、当社としては、貴社による当社株式買付けのための借入れは、貸金業法に違反する無登録貸付けに該当し、貴社は、違法に貸し付けられた資金を買収原資とされようとしているのではないかと強く懸念しております。
- 9 本追加回答 No.11-①に関して、全体的な粗利率の改善は可能であるとする理由の詳細をご教示ください。
- 事業計画は、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際の中核的な情報の一つであって、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要不可欠な情報であって、その内容を正確に理解できるようにして頂くことが必須ですので、単に全体的な粗利率の改善は可能であるという結論のみではなく、その根拠や想定されている施策の詳細についてご教示ください。
- 10 本追加回答 No.11-②に関して、HP からの販売を検討している旨、及び EC の専門家を増やし訪れた方が当社のファンになるようなものを作る旨を回答されていますが、現状の当社 HP の問題点及びその改善方法の詳細についてご教示ください。
- なお、「詳細な計算根拠や考え方については、・・・貴社[当社]からの詳細情報を入手する必要があると考えて」いると回答されていますが、(繰り返しになりますが) 貴社

は、買収防衛策が導入された後に、しかも過去の株価の状況に照らして明らかに高騰した状況で、突如として、30億円近い借入を行って上で上場会社に対して25%の株式取得及び自身の役員としての選任を提案されていることから、当然ながら投資の目算が具体的にあつてのことと存じますので、現時点で相応に詳細なものをお持ちであることが当然であると考えておりますので、詳細につき、ご説明ください。

11 本追加回答 No.11-④に関して、下記の詳細をご教示ください。

- ① 貴社は、当社本社及び隣地合計 706 m<sup>2</sup>を 30 億円で売却をすると想定されており、これは、1 m<sup>2</sup>当たり 4,249 千円での売却を想定されていることを意味します。この評価に関して、貴社は、平成 18 年度の路線価 970 千円/m<sup>2</sup>と令和 4 年度の路線価 1,640 千円/m<sup>2</sup>の変動幅を比較して簡易的に評価したと説明されていますが、最終的に令和 4 年度の評価の約 2.6 倍となる 4,249 千円/m<sup>2</sup>と評価する根拠が不明ですので、改めてその計算内容を詳細にご教示ください。
- ② もし、貴社の、路線価の変動に伴う時点修正を行って評価したとのご説明に何かの間違いがあり、路線価を基礎とした算定方法を採用していなかったのであれば、その旨を明示頂くとともに、改めて算定の根拠をご教示ください。
- ③ 貴社が行った不動産評価につきましては、島崎氏が単独で行ったものか、あるいは、第三者に不動産評価を依頼したものかご教示ください。仮に第三者に不動産評価を依頼した場合には、当該第三者の名称、貴社との関係、今回当該第三者に依頼した経緯、過去における依頼実績等の詳細をご教示ください。
- ④ 貴社は、不動産鑑定評価と実際に相対で取引を行う場合とでは価格差が生じる旨を主張されている一方、当社に鑑定評価を勧めています。貴社のご主張によれば価格差が生じる鑑定評価を当社が行う意味がなぜあるのかをご説明頂くとともに、なぜ当社に鑑定評価をお勧めになられているのかをご教示ください。
- ⑤ 上記①に関連し、貴社が本追加回答と共に提出された改訂版の事業計画書「7.連結 BS 見込み推移 負債・純資産 2020 年 3 月期～2025 年 3 月期」で、純資産の部の土地再評価差額金が 2022 年 3 月期△733 百万円から、2023 年 3 月期△333 百万円になっております。これは、上記①のとおり、貴社が当社本社土地を売却することによるものと推測しますが、なぜ 30 億円で売却を想定されているところ、400 百万円の変動を想定されるのか、ご教示ください。

12 本追加回答 No.13 に関して、島崎氏が役員として当社の経営に携わることで女性役職員の登用が可能であるとする具体的な理由と、実際に当社において実施されることを想定されている具体的な方法及び評価方法等（定期的な面接、現状の評価方法や評価項目の添削等の具体的な内容を含みます。）の具体的な内容に関して現時点では回答する必要がないとして回答を拒絶されていますが、貴社は島崎氏を役員として提案する

以上、島崎氏が役員として行うことが想定されている施策に関する事項の詳細は、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報であることは明らかですので、当該事項についてご回答くださるよう、重ねてお願い致します。特に、島崎氏は、当社と同種事業に役員、従業員、取引先等として従事・関与した経験はおろか、上場企業・非上場企業を問わず事業会社の会社経営に従事・関与した経験やそれに関する専門的教育を受けた経験もないように見受けられますので、それにもかかわらず、このような提案をされる具体的な根拠を現時点で説明して頂くことは必要不可欠であると考えております。

13 本追加回答 No.14 に関して、太洋物産に関する質問事項は、島崎氏の過去の上場会社に対する投資行動に関わる事項であり、また、大規模買付者に該当する者の範囲を判断する上でも重要な事項であって、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報であることは明らかである理由について説明がないことを理由に回答を拒絶されております。当社と致しましては、追加情報リストにおける記載で情報提供を必要とする理由は十分に説明されていると考えておりますが、貴社におかれては十分にご理解頂いていないようですので、敢えて敷衍いたしますと、貴社は当社に対する投資の目的をキャピタルゲインと説明されているところ、投資回収の方法等が当社の企業価値ないし株主共同の利益を害するものでないかや投資行動が専ら私的利益の追求を図るものでないかは、貴社による本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがないかどうかを評価するための基礎資料として必要不可欠であることは明白であると言えます。加えて、貴社はスチュワードシップコードの受入れを表明もしていない以上、その投資行動のパターンや影響を評価するためにも、貴社と一体を成すと解さざるを得ない島崎氏の過去の投資行動に関する情報は必須です。また、当社独立委員会が公表した共同協調行為等認定基準においても、過去の投資行動については、共同協調行為等認定の考慮要素とされておりますので、当該事項についてご回答くださるよう、重ねてお願い致します。

14 本追加回答 No.15 に関して、貴社代理人弁護士が関連する貴社と複数の他者との人的関係・繋がりに関する質問について、大規模買付者の範囲を判断する上でも重要な事項に該当する理由の説明がないとして、その回答を拒絶されております。しかしながら、大規模買付者の協調行為の有無を判断するに際しては、人的関係・繋がり有無・内容が重要な要素であることは言うまでもなく、とりわけ、同種案件における関係性については本件における協調行為の有無を推認させる事実として重要な考慮要素となり得ます。特に、大下弁護士は敷島ファームにより、臨時株主総会招集請求によって太洋物産の取締役として擁立され、その結果として 2022 年 3 月 1 日に開催された太洋物産の臨

時株主総会において選任されているところ、島崎氏も太洋物産の大株主として登場しており、今回も島崎氏の代理人として大下弁護士が登場しているということは、今回の貴社による本件大規模買付行為等の提案の背後に敷島ファームやその関係者が存在する可能性がある旨を示唆しているとも考えられることから、貴社代理人弁護士が関連する貴社と複数の他者との人的関係・繋がりに関して質問することは極めて合理的であると考えております（なお、当社が調査する限り、貴社ないし貴社と一体を成すと考えられる島崎氏が、上場会社の株式を大量に取得した又は取得を企図した事例は、太洋物産への投資と今回の当社に対する投資の 2 例しかないものと理解しております。）。また、この質問は、弁護士としての守秘義務の対象である法的助言の内容についてお尋ねするものではなく、貴社代理人弁護士が関連する貴社と複数の他者との人的関係・繋がりに関してご質問するものですので、回答を拒絶される正当な理由はないものと考えております。さらに、当社独立委員会が公表した共同協調行為等認定基準においても、アドバイザーの同種案件における共同遂行や人的関係については、共同協調行為等認定の考慮要素とされておりますので、当該事項についてご回答くださるよう、重ねてお願い致します。

- 15 本追加回答 No.16 に関して、まず、貴社と島崎氏とは実質的に一体であるとは、島崎氏は貴社の 100%株主であり、貴社には他に従業員もおらず、設立されて 4 か月余りであってオフィスもレンタルオフィスであり当社の株式取得を除き一切の営業実態がなく、貴社の資金調達も全て島崎氏の出資及び島崎氏の個人的な人的関係・信用に基づく外部調達によって行っているとされている以上、貴社と島崎氏はその法人格が形式的には別であるとしても実質的には同一の主体として同視すべきであることを指摘しているに他なりません。そして、当社の本年 6 月開催の定時株主総会で約 63%の多数の株主の皆様賛成で承認された本対応方針でも、大規模買付者の特別関係者の情報は提供の対象となることは明示されているところ、配偶者は金融商品取引法上の「特別関係者」に該当しますので、島崎氏の配偶者とプリンシパル・コーポレーションの取締役であった島崎晋輔氏の同一性については、ご教示頂くことが必須の情報となります。なお、当社が調査したところによると、島崎氏の配偶者とプリンシパル・コーポレーションの取締役であった島崎晋輔氏が同一人物であることは客観的資料から合理的に確実であると考えておりますが、もし異なるのであれば、その旨を明示的にご回答ください。異なる旨の明示的なご回答が頂けない場合には、当社が調査した客観的資料に基づき、爾後、当社としては、島崎晋輔氏を島崎紀子氏の配偶者であると取り扱わせて頂きます（なお、当該客観的資料の公表が必要であれば、いつでも当社としては公表する用意があることを申し添えます。）。

- 16 本追加回答 No.17 に関して、島崎氏の配偶者とプリンシパル・コーポレーションの取



締役であった島崎晋輔氏が同一人物である場合には、追加質問リスト No.17 に記載の各質問について詳細にご教示ください。

17 本追加回答 No.18 に関して、下記の詳細をご教示ください。

- ① 貴社は、星野智之氏と島崎氏の面識・関係の有無、ある場合には、その詳細。星野智之氏と島崎氏との関係に関して、当社株式の大規模買付行為等について関係がない旨を回答されておりますが、当社が調査したところによると、星野智之氏が島崎氏の実の兄であることは客観的資料から合理的に確実であると判断しております。もし異なるのであれば、その旨を明示的にご回答ください。異なる旨の明示的なご回答が頂けない場合には、当社が調査した客観的資料に基づき、爾後、当社としては、星野智之氏を島崎紀子氏の実兄であると取り扱わせて頂きます（なお、当該客観的資料の公表が必要であれば、いつでも当社としては公表する用意があることを申し添えます。）。
- ② 島崎氏の配偶者とプリンシパル・コーポレーションの取締役であった島崎晋輔氏が同一人物である場合には、星野智之氏と島崎晋輔氏の面識・関係の有無、ある場合には、その詳細
- ③ 島崎氏の配偶者とプリンシパル・コーポレーションの取締役であった島崎晋輔氏が同一人物である場合には、能勢元氏と島崎晋輔氏の面識・関係の有無、ある場合には、その詳細
- ④ 星野智之氏が代表取締役を務める KHNG 株式会社が太洋物産の増資のフィナンシャル・アドバイザー（FA）として登場されていますが、この KHNG 株式会社が FA を務めたことと、島崎氏が太洋物産の大株主に登場していることとの関係の有無、ある場合には、その詳細

以上